

くすのき共済 (2020年4月1日より変更)

西宮商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「くすのき共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「くすのき共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「くすのき共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「くすのき共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「くすのき共済」から脱退するものとする。「くすのき共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

(1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき

なお、当所会員でなくなったにもかかわらず脱退届が提出されない場合は、当商工会議所印による脱退届をもって、脱退の手続きとする。

(2) 会員事業所が「くすのき共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき

(3) 会員事業所が「くすのき共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

(4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第7条 規約の制定および改廃は、商工会議所事務局を通じて行うものとする。

(付則)

第1条 この規約は、令和2年4月1日より実施する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

<給付する場合>

●病氣入院見舞金（事業主がご請求ください。）

対象者がくすのき共済加入後に、病氣により継続5日以上入院され時、一律に1口につき5,000円（最高5口2.5万円）を支給する。ただし、対象者1人につき1年（365日）に1回の支給を限度とする。

●事故通院見舞金（事業主がご請求ください。）

対象者がくすのき共済加入後に、事故により入院を含まずに10日以上通院された時、一律に1口につき5,000円（最高5口2.5万円）を支給する。ただし、対象者1人につき1年（365日）に1回の支給を限度とする。

●成人祝金（事業主がご請求ください。）

対象者がくすのき共済加入後6ヶ月以上経過した後に、成人されたとき、1口につき5,000円（最高5口2.5万円）を支給する。

●結婚祝金（事業主がご請求ください。）

対象者がくすのき共済加入後1年以上経過した後に、結婚されたとき、1口につき5,000円（最高5口2.5万円）を支給する。

●遺児育英見舞金

対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき5万円を支給する。

●家族災害死亡見舞金

対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡見舞金として5万円を支給する。

●親介護認定見舞金

対象者の父母が、公的介護保険制度の要介護状態に新規該当し、「要介護区分3」以上の認定を受けた場合に親介護認定見舞金として3万円を支給する。

*上記認定については、「育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）平成11年4月施行」および関連法令に従う。

●第三者加害行為見舞金

対象者またはその特定親族（以下「補償対象者」という。）が次の①、②に掲げる第三者の加害行為によって傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）、または入院した場合に下記の第三者加害行為見舞金を支給する。

- ・死亡した場合 5万円
- ・31日以上入院した場合 1万円
- ・31日未満入院した場合 5万円

*入院日数は、実際に連続して入院した日数に限る。

①第三者（補償対象者以外の者をいう。以下同様とする。）の故意による加害行為。ただし、その傷害が第三者の加害行為によって生じたものであることを補償対象者（これらの者の代理人を含む。）が警察署に届け出た場合に限る。

②ひき逃げ（道路上における補償対象者と自動車または原動機付自転車（これらに積載しているものを含む。）との衝突・接触等の交通事故であって、当該事故の加害者である第三者がその補償対象者の救護その他の必要な措置を行わず逃走し、加害者が当該事故日からその日を含めて60日を経過してもなお特定できないものをいう。）

●救護費用見舞金

補償対象者が次の①から③に掲げる事由に該当したために、補償対象者が10万円を超える救護費用を負担した場合、救護費用見舞金として5万円を支給する。

①補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

②急激かつ偶然な外来の事故によって補償対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等公的機関により確認された場合

③対象者の居住する建物外における事故によって、補償対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）したことをまたは継続して14日以上入院したこと

●家財盗難見舞金

対象者の居住する建物内において、対象者所有の家財（家財には現金・貨紙幣・有価証券を含み、家財盗難時のドア・窓ガラス破損等により生じた損害を含む。）が盗難により損害を被った場合に家財等盗難見舞金として1万円を支給する。

●住居災害見舞金

対象者が居住する建物が、火災により50万円以上の損害を被った場合に住居火災見舞金として5万円を支給する。

<給付できない場合>

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

●共通

- ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・これらを請求することができる時から3年間行使しない時は消滅する。

●病氣入院見舞金

- ・4日以内の入院
- ・1年（365日）に2回以上の継続5日以上入院による請求は2回以降は支給しない。
- ・請求事実の発生から2年を経過したものは支給しない。

●事故通院見舞金

- ・9日以内の通院
- ・1年（365日）に2回以上の10日以上通院による請求は2回以降は支給しない。
- ・請求事実の発生から2年を経過したものは支給しない。

●成人祝金

- ・くすのき共済に加入後6ヶ月未満に成人されたときは支給しない。
- ・請求事実の発生から2年を経過したものは支給しない。

●結婚祝金

- ・くすのき共済に加入後1年未満に結婚されたときは支給しない。
- ・~~請求事実の発生から2年を経過したものは支給しない。~~

●遺児育英見舞金：

- ・疾病による死亡

●家族災害死亡見舞金：

- ・対象者の特定親族の疾病による死亡
- ・対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ・原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）もしくは腰痛で他覚症状のないものまたは精神障害
- ・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いずれかに該当することを行っている間に生じた傷害
- ・自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む）、ゴカート、スノービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りでない。
- ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であると問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

●親介護認定見舞金

- ・保険契約締結時、保険料領収時会員事業所の共済制度加入時以前に父母に要介護状態となる原因が生じていた場合、または、父母が要介護状態となっていた場合
- ・父母の麻薬、あへん、大麻、覚せい剤等の使用
- ・父母のアルコール依存、薬物依存、薬物乱用
- ・父母の先天性異常
- ・父母の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- ・父母の自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔い運転

●第三者加害行為見舞金

- ・保険契約者、被保険者の犯罪行為
- ・補償対象者の故意、重過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・見舞金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りでない。
- ・補償対象者の加害行為
- ・他覚症状のないむちうち症もしくは頸痛・腰痛または精神障害

●救済者費用見舞金

- ・保険契約者、被保険者の犯罪行為
- ・補償対象者の故意、重過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ・補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失補償対象者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、見舞金を支給すべき傷害を治療する場合にはこの限りでない。
- ・補償対象者に対する刑の執行
- ・補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ・他覚症状のないむちうち症もしくは頸痛・腰痛または精神障害
- ・補償対象者が次に掲げる運動等を行なっている間に生じた事故
山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

●家財等盗難見舞金

- ・家財が住居外敷地等の屋外にある間に生じた盗難

<用語の定義>

- ・対象者：くすのき共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- ・特定親族：①対象者の配偶者
②対象者または配偶者の同居の親族
③対象者または配偶者の別居の未婚の子
なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故

*身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した

ときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

- ・父母：対象者の直系の1親等の尊属である父または母
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
- ・救済者費用：
 - ① 捜索救助費用：遭難した補償対象者を捜索、救助または移送（以下「捜索」という。）する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用
 - ② 交通費：補償対象者の捜索、看護または事故処理を行うために事故発生地または補償対象者の収容地（以下これらを「現地」という。）へ赴く補償対象者の特定親族（これらの者の代理人を含む。以下「救済者」という。）の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃（救済者2名分限度）。（注）
 - ③ 宿泊料：現地および現地までの行程における救済者のホテル、旅館等の宿泊料（救済者2名分限度、かつ、1名につき14日分限度）（注）
（注）＜給付する場合＞救済者費用見舞金②の場合において、補償対象者の生死が判明した後または補償対象者の緊急な捜索もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救済者にかかる費用は除く。
 - ④ 移送費用：死亡した補償対象者を現地から補償対象者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の補償対象者を補償対象者の住所もしくは当該住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費（治療のため医師または職業看護婦が付添うことを要する場合には、その費用を含む。）。ただし、補償対象者が戻戻しを受けた帰宅のための運賃または補償対象者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除する。
 - ⑤ 諸雑費：救済者の渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等）および救済者または補償対象者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、補償対象者の遺体処理費等
- ・居住する建物：日本国内に所在し、かつ対象者が自ら居住する建物（単身赴任者の留守宅を除く。）
- ・50万円以上の損害：被害建物を修復・再取得するために必要な修理費用が50万円以上の時価額相当額の損害

別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病氣入院見舞金	・入院期間の証明できる領収書・診断書等
事故通院見舞金	・通院日数の証明できる領収書・診断書等
結婚祝金	・婚姻の事実を証明できる住民票、婚姻届等
成人祝金	・生年月日を証明できる免許証、住民票、健康保険証等
遺児育英見舞金	・遺児が18歳未満であることを証明する住民票、健康保険証等
家族災害死亡見舞金	・死亡診断書 ・従業員等との続柄を証明する住民票、健康保険証等の書類
親介護認定見舞金	・父母との続柄を証明する住民票、健康保険証等の書類 ・介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書
第三者加害行為見舞金	・死亡診断書 ・特定親族が死亡した場合は続柄を証明する書類（住民票、健康保険証等） ・交通事故証明書（ひき逃げの場合）
救済者費用見舞金	・事故を証明する書類 ・10万円を超える費用領収証
家財盗難見舞金	・被害状況の写真 ・警察への盗難届出証明書（取付不能の場合は「受理番号」記載）
住居災害見舞金	・損害状況の写真 ・修理領収証（写） ・罹災証明等（消防署より）